

平成26年4月27日に発生した玉山区林野火災に係る盛岡市の対応状況 について

1 火災の概要

平成26年4月27日に発生した玉山区洪民地内における林野火災の被害状況は、幸いにも人的被害及び家屋被害がなかったものの、スギやカラマツ、アカマツの人工林を中心に焼損区域面積が78.35ha、被害額が約1億5千万円、被災者が47名（法人及び市を含む。）となっている。〔別添説明図を参照〕

2 火災への対応

平成26年5月7日付けで盛岡市玉山区林野火災復旧対策連絡会議（構成団体：県，市，森林組合，消防等（事務局：振興局林務部））を設置し、火災被害の詳細調査，所有者説明会の開催，復旧計画の策定等を行っている。

- ・平成26年5月12日 第1回盛岡市玉山区林野火災復旧対策連絡会議
- ・平成26年5月19日～21日 現地詳細調査の実施
- ・平成26年5月29日 第2回盛岡市玉山区林野火災復旧対策連絡会議
- ・平成26年6月8日 被害状況説明会の開催
- ・平成26年6月27日 第3回盛岡市玉山区林野火災復旧対策連絡会議

3 復旧計画の概要

復旧計画では、計画期間を平成26年度及び平成27年度とし、所有者説明会や個別相談等による意向調査により、スギ、カラマツ等60.98haを対象に被害木の整理・地拵え、植栽及び森林作業道の開設を実施する。また、市有林4.53haについても同様に事業を行う。

しかし、自然更新としている森林の中には、諸事情により造林を見合わせ、自然復旧を期待している森林等、所有者の意向がまだ定まっていない森林もあることから、引き続き、復旧支援策のメニューを提示するなどして、早期の森林復旧に努める。

(単位：ha)

所有形態	罹災森林 (単位：ha)	復旧対象森林			対象外森林
		造林	整理伐	計	
個人(45名)	67.40	54.56	-	54.56	12.84
法人(1名)	6.42	6.42	-	6.42	-
市有林	4.53	4.53	-	4.53	-
計	78.35	65.51	-	65.51	12.84

※対象外森林：無立木地，伐採跡地

4 復旧面積（延長）及び事業費

	区分	事業対象	事業費（千円）
立木	民有林（個人）	54.56ha	132,400
	民有林（法人）	6.42ha	15,580
	小計	60.98ha	147,980
	市有林	4.53ha	15,133
	計	65.51ha	163,113
森林作業道		5,950m	8,318
合計			171,431

※事業費の算出に当たっては、県の平成26年度森林整備事業標準単価を準用

5 支援策（案）

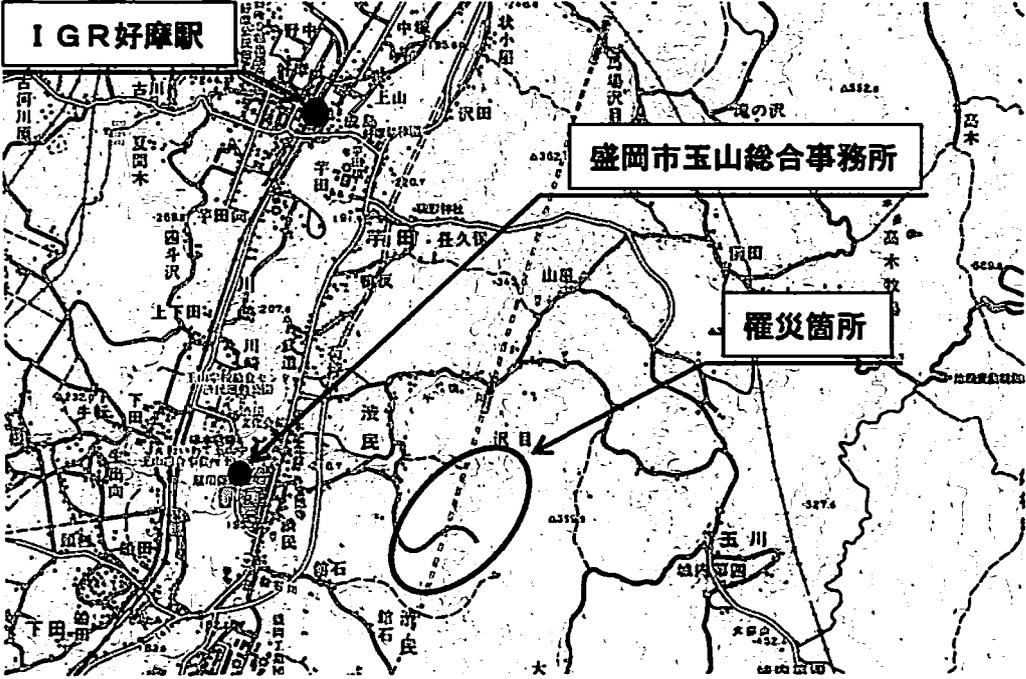
- (1) 市が実施主体となり復旧事業を実施することにより、活用が可能となる「森林整備事業・環境林整備事業」（〔補助率 国51%，県17%〕ほか特別交付税措置等）の導入を図るとともに、火災の被害と経済的負担が大きいため、意欲を失っている森林被災者に対し、復旧経費の一部を負担することで、復旧意欲の喚起を図り、被災地の早期復旧を推進する。
- (2) 市の事業実施及び独自支援策について、平成26年9月市議会定例会に補正予算及び分担金条例を提案することとしたい。
 - ① 被害木の伐採・除去，地拵え，跡地造林（植栽），森林作業道開設について，市が一部事業費を負担する。
【市負担率（特別交付税による措置分を含む）：被害木の除去等，地拵え，植林については27.6%，作業道開設については国・県の補助残全額（32%）】
 - ② 「森林整備事業・環境林整備事業」による補助及び市の負担を行った残分である森林所有者の自己負担分については，災害等被害森林整備事業に関する分担金条例を制定し，徴収することとする。【負担割合：事業費の4.4%】

6 災害被害森林復旧事業に係る分担金条例の内容

- (1) 条例の名称 盛岡市災害被害森林復旧事業分担金条例
- (2) 条例の概要
 - ① 分担金は，災害被害森林復旧事業により利益を受ける者（受益者）から徴収する。
 - ② 分担金の額は，当該年度において，被害森林復旧事業の対象となる森林ごとに当該被害森林復旧事業に要する費用の額から国及び県が補助する額並びに市が負担する額を控除した額とする。
 - ③ 分担金は，納入通知書により徴収するが，市長が特別の理由により分担金の納付が困難であると認めたときは，分割して徴収することができる。
 - ④ 分担金は，市長が特別の理由により分担金の納付が困難であると認めたときは，軽減若しくは免除し，又は猶予することができる。
- (3) 施行期日 公布の日

平成 26 年 4 月 27 日発生 の 玉山区 林野火災 に 係る 説明 図

位 置 図



被 害 状 況 図

